

泉佐野市地域密着型サービス事業者募集要項
(認知症対応型共同生活介護)

令和5年2月

泉佐野市健康福祉部地域共生推進課

泉佐野市地域密着型サービス事業者の募集要項の概要

1. 募集の概要

(1) 募集の趣旨

泉佐野市では「第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、地域密着型サービスの整備をしております。

今回、一部施設が廃止することとなりましたので、その圏域の不足分を補うため第三中学校校区への整備を行います。

審査の結果、選定された法人は順次、事前協議手続きを行っていただく必要があります。新規開設またはユニット増設を希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解のうえ、応募いただきますようお願いいたします。

(2) 整備予定定員数

整備事業	整備圏域	整備数
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	第三中学校 圏域	1ユニット (最大9床)

2. 応募について

(1) 応募できる事業者の要件

① 介護保険法第70条第2項及び第115条の2第2項の規定に該当しない法人であること。

② 平成29年4月1日以降、泉佐野市内外を問わず、法人の社会福祉施設等の事業運営にあたり介護保険法・老人福祉法・社会福祉法上の改善勧告・行政処分等を受けていないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営に重大な法令違反がないこと。

③ 法人が運営する各社会福祉施設等の直近の法人監査・施設監査・実地指導等において指摘を受けている場合は指摘事項について改善報告書が提出されており、改善の状況が確認されていること。

ただし、直近の指摘であるかに関わらず、虐待に関する指摘を受けている場合は、その内容によっては審査しないものとする場合がある。

④ 次に掲げるものについて、法人及びその代表者が、法人税若しくは所得税、消費税及

び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納していないこと。

⑤ 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

⑥ 法人役員（就任予定者を含む）に次の各号に該当する者がいないこと。

ア 泉佐野市暴力団排除条例施行規則第2条に規定する暴力団員又はその構成員、若しくは暴力団の構成員で無く、統制の下にない団体であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するもの）

イ 過去5年間に破産手続開始決定を受けた者

ウ 過去5年間に禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）施設の条件

① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守していること

② 既存の指定介護保険事業所を廃止しての応募は認めない。

③ 施設整備に係る費用（建築費・設計監理費・開設準備資金等）及び・施設運営（介護報酬・職員給与・光熱水費・介護材料費等）の現実的な収支見込等を具体的に策定すること。なお、施設を地主等の他の者の費用において建築する場合は、地主等と具体的な建築費等について協議し承諾を得ていること。

（3）応募における注意事項

① 提出された計画の変更は、本市の指導等により認めたものを除き認めない。

② 提出書類に不備や誤り等がある場合は、応募期間内に修正すること。できない場合は選定対象外とする。

③ 同一土地に対して、複数の法人からの申込みがあった場合選定評価を行えないため、選定委員会までに調整を求めるものとする。できない場合は選定対象外とする。

④ 同一法人が複数の事業所を併設する場合は、選定までに併設が可能であるか、事業所を所管する部署に事業内容を確認しておくこと。

⑤ 提出書類は、本市情報公開条例の定めにより、公開する場合がある。

⑥本市はこの募集に関して整備補助金の交付等を行わない。

⑦選定された法人に認知症対応型共同生活介護の事業者指定を約束するものではない。指定申請を行うには、選定後に地域共生推進課と事前協議を行い、泉佐野市地域密着型サービス事業者選定委員会での審査、報告で「適格」とする結果を受けることが必要となる。

⑧選定後の権利譲渡は認めない。

⑨選定後は、応募時に届出した利用定員と同数で当初指定申請を行うこと。やむを得ない理由により、それ以下の利用定員で指定申請を行う場合は、本市と事前協議を行い、了承を得ること。

⑩選定法人が計画を中止または辞退することになった場合は、速やかにその旨を届け出ること。ただし、中止または辞退した法人については、中止または辞退があった時の次の応募において、選定会議に諮った上で評価を減点する。

⑪ 特別な理由なく、令和5年4月30日までに地域共生推進課との協議を完了させ広域福祉課での事前協議を開始しない場合は、辞退したものとみなす。

また、令和5年7月1日に事業を開始することを原則とし、特別な理由の申し出がなく同日までに指定を受けることができない計画については応募選定を取り消す場合がある。

⑫ 事業所予定地については、不動産登記法に関する境界に問題がないこと、土地の所有又は使用が可能であること、その他、整備着手に支障や問題等がないことを確認すること。

⑬ 整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できること。

(関連法令及び本市の条例、要綱、要領等(以下「法令等」という。)により土地利用上様々な規制があるので、事業の継続性が十分確保されるよう応募者ご自身で確認し、提案内容は法令等を遵守し、その確認は、原則、募集期間中に行うこと。)

⑭ 既設施設を改修して使用する場合は、建物が昭和56年以前に設計され竣工したものであれば、耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行うこと。

※ 選定された法人が整備予定地に提案に沿った施設を整備できない場合は、次点の法人を選定する。

※ 土地利用に係る諸規制等については、各担当部署へ問い合わせること。

※ 土地または建物を借り受けてもしくは買い受けて事業を行う場合は、借用・売却等にかかる確約書(任意様式)の写しを提出すること。

(4) その他

- ① 事業者指定の基準及び介護報酬の額は、国の基準とします。
- ② 地域密着型サービスは地域との連携・交流を図る必要があるため、地域住民や地元町会等への理解が得られていることが必要となります。

3. 申込方法

(1) 「応募書類一覧」の各項目を確認のうえ、必要書類を提出して下さい。

提出部数 7部 (正本1部 副本6部)

(2) 申込受付期間

令和5年3月10日(金)から令和5年3月17日(金) 必着(期日厳守)

午前9時～午後5時

*提出に当たっては、書類の確実性を期すために、あらかじめ電話にて日時の予約をお願いします。

*締切日以降の書類の差し替えは受け付けませんので、ご注意ください。

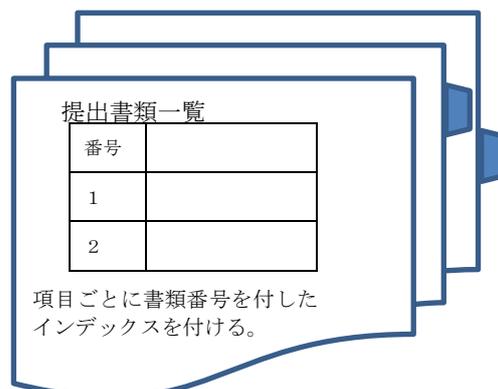
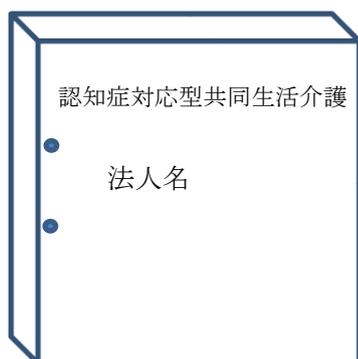
(※書類の追加・修正がある場合もありますので、余裕を持って提出ください。)

(3) 提出書類について

「応募書類一覧」の各項目を確認のうえ、必要書類を提出して下さい。

- ① A4フラットファイルに添付書類を綴じて下さい。A4以外の書類についてはA4縦型サイズに折りたたんで下さい。
- ② フラットファイルの表紙と背表紙に「認知症対応型共同生活介護」及び法人名を記載して下さい。
- ③ 提出書類一覧表を目次にして様式順に綴じてください。書類ごとにインデックスをつけて、書類番号を記入して下さい
- ④ 市指定様式はホームページよりダウンロードのうえ作成してください。

※https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/kourei_fukusi/10645.html



(4) 提出場所

〒598-8550

泉佐野市市場東1丁目1番1号

泉佐野市役所 健康福祉部 地域共生推進課 我が事・丸ごと係

(市役所1階 ⑦番窓口)

【電話】072-463-1212 (代表) 内線2182・2181

(5) 応募にあたっての留意点

- ① 応募及び審査に必要な費用は、応募者の負担とします。また、提出頂いた書類は返却いたしません。
- ② 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とします。
- ③ 泉佐野市情報公開条例により、第三者から情報公開請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がありますのでご了承下さい。
- ④ 書類提出後応募を辞退される場合は、「辞退届」を提出してください。
- ⑤ 応募にあたり、第三者との間に交わされた確約等については、応募者の責任をもって対応することとし、損害賠償等の問題が生じた場合についても、応募者の責任を持って対応することとします。

(6) 質問の提出

募集要項に関する質問受付及び回答は、以下のとおり行います。

① 質問方法

質問の内容を簡潔にまとめて「質問票」に記入の上、持参、FAX、E-mailにより提出して下さい。電話による質問は受付いたしません。

② 受付期間

令和5年3月1日(水)～令和5年3月7日(火)

③ 質問の回答

令和5年3月10日(金)にE-mailにて、質問事業者へ回答します。なお、質問の中で応募対象者全員に周知する必要があると判断した場合は、その質問・回答を応募者全員に回答します。

(7) 応募の抹消

応募した法人が、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消します。

- ① 応募資格を満たさない場合。
- ② 応募法人が提出した提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 応募法人又はその関係者が、選定に関して有利になるよう選定委員又は担当職員に接触した場合。なお、選定された法人は、選定委員又は担当職員に接触したことが確認された業者を、本件に係る契約の相手方とすることはできません。

4. 選定について

(1) 選定機関

泉佐野市地域密着型サービス事業者選定委員会

(2) 審査方法

泉佐野市地域密着型サービス事業者選定委員会にて書類審査及び選考を行います。

※場合により、ヒヤリング及び建設予定地の現場確認を行うことがあります。

(3) 審査の基準

項目	評価の要点
事業主体の適格性	<ul style="list-style-type: none">・ 基本理念について・ 事業開始の動機等事業に取り組む姿勢について・ 法令遵守に対する考え方について・ 危機管理に対する考え方について
整備計画及び事業計画	<ul style="list-style-type: none">・ 整備予定地の環境について・ 施設の立地条件・設備について・ 事業運営における提案内容について・ 地域との連携・交流の考え方について・ 資金計画について
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 収支見込について・ 母体法人等の経営現状について・ 利用者の確保（施設稼働率）の考え方について

(4) 審査にあたっての留意点

- ① 審査・評価の過程で、本市が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求めることがあります。提出書類の追加等に応じられない場合は、応募を辞退したものとみなします。
- ② 申込事業者が1事業者のみの場合は、評価基準に該当するか審査・評価します。
- ③ 審査及び評価の結果、該当事業者がない場合もあります。

(5) 候補者の選定

各審査委員の審査・評価点数を合計し、合計点数のもっとも高い事業者を候補者とします。ただし、合計点数が総点数の6割に達する事業者がない場合は、選定しないものとします。

(6) その他

- ① 選定委員会は非公開で実施します。
- ② 選定後の計画内容の変更等は軽微な場合を除き、原則として認めません。
- ③ 事業者選定後、建築計画及び事業計画について、本市関係課、大阪府等の指示に従うこと。また、本市関係課、大阪府等の指導により、提案内容に変更が生じる場合は直ちに本市と協議することとします。
- ④ 選定結果は書面で通知するとともに、ホームページで公表します。
- ⑤ 選定委員会に出席を求められた場合の出席に要する費用については、出席者の負担となります。

5. 公募から開設までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
2月	募集要項公表（市ホームページ）
3月1日（水）～3月7日（火）	質問受付
3月10日（金）	質問回答
3月10日（金）～3月17日（金）	募集受付
3月下旬	審査・選定
4月初旬	選考結果通知
令和5年7月1日	事業開始

6. 応募書類一覧

	書類名	留意事項等	様式	提出
1	応募申込書		様式1	
2	事業計画書		様式2	
3	資金計画書		様式3	
4	資金計画補足資料	・預金残高証明書等自己資金の確認できるもの ・担保証明・融資証明書等及び償還計画書 ・寄付金・出資金等があれば事実確認できる書類等		

5	収支予算書	事業開始から3年間の収支見込		
6	定款又は寄付行為	最新のもの		
7	法人登記簿謄本	書類提出時より前3か月以内のもの		
8	法人の役員名簿	役職、名前、住所、年齢、職業、略歴を記載したもの		
9	印鑑証明書	書類提出時より前3か月以内のもの		
10	法人の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本的事項 法人代表者経歴書 管理者（施設長）経歴書 ・法人の概要（パンフレットでも可） ・現在運営している施設又は事業に関する資料 		
11	決算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の決算書類 ・公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と実績 ・納税証明書3年分（滞納のない証明） <p>※法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税等</p>		
12	基本計画の図面	<p>①位置図 ②施設配置図 ③各階平面図（廊下幅や居室等の㎡数も記載のこと）④立面図 ⑤用地（建物）の現状写真等</p> <p>（改修の場合は、改修前の平面図も添付）</p>		
13	近隣の住宅地図	・広域図及び周辺地図、住宅図		
14	整備予定の土地・建物に関する権利関係が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物登記事項証明書 ・借地、借家契約書の写し又は借地・借家に関する合意書 <p>（借地による場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定すること）</p>		
15	整備地域の周辺住人、町会等に理解を得るための方策等	地元への説明の記録等		
16	施行計画書	工事から開設までの日程表		

※ 様式の指定のないものは任意の様式とします。

※ 提出書類のないものについては提出欄に「－」を記入してください。